

日出前及び日没後並びに住居集合地域等での熊・イノシシ等が出没した場合の対応について

- 警察官職務執行法では、日出前及び日没後並びに住居集合地域等の銃猟禁止区域において、熊・イノシシ等が出没し人の生命・身体に危険を生じる場合、安全確保の為、警察官は狩猟者に対して猟銃の使用を命じ、熊・イノシシ等の駆除することが出来る。

一方現場では、経験不足の警察官は適正な判断・決断が出来ず、発砲の機会を逃してしまい、混乱や狩猟者への危険が生じ、大きな事故につながった例がある。



今後は、出動要請を受けた狩猟者は、市町村、警察官、猟友会と協議の上、猟銃の発砲の安全性等について確認できる場合、狩猟者自らが機会等を判断して発砲することを可能とする措置を講ずる。

【事前に行っておくべき対応】

- 各市町村及び警察署と猟友会との連絡会議の開催
 - ・マニュアルの作成
 - ・役割分担
 - ・想定訓練
- 地区猟友会に特別熊等捕獲隊の設置

等